

令和6年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年 9月 3日  
本日の会議 令和6年 9月 6日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	16番 安藤克彦議員

欠席議員

15番 西岡克之議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
建設産業部長	山口新吾君	住民福祉部長	宮崎伸之君
健康保険部長	山本昭彦君	水道局長	渡部守史君
会計管理者	田中一之君	教育次長	宮司裕子君
企画財政部理事	荒木隆君	住民福祉部理事	細田愛二君
教育委員会理事	鳥山勝美君	総務課 長	大山康彦君
情報政策課長	木須紀彦君	秘書広報課長	木戸武志君
契約管財課長	永野英明君	地域安全課長	山口聡一郎君
政策企画課長	中村元則君	財政課 長	北野靖之君
税 務 課 長	和田弘君	収納推進課長	小川貴弘君
土木管理課長	山崎禎三君	都市計画課長	前田将範君
産業振興課長	永石大祐君	福祉課 長	川内佳代子君
こども政策課長	村田佳美君	健康保険課長	森本陽子君
介護保険課長	峰修子君	上下水道課長	高橋庸輔君
教育総務課長	久原和彦君	生涯学習課長	中尾盛雄君
農業委員会事務局長	山崎昇君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時50分

令和6年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和6年9月6日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	40	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	※総務
2	41	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	42	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※総務
4	43	長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の締結について	
5	44	令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総務 ※産業
6	45	令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	46	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	47	令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
9	48	令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
10	49	令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
11	50	令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
12	51	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	52	令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	53	令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
15	54	令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
16	55	令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
17	56	長与町教育委員会委員の任命について	

※付託予定の委員会

## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第40号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第41号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第42号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第43号長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

## ○5番（八木亮三議員）

議案第43号につきまして2点質問させていただきます。6月定例会での補正予算の審査の際にも聞いたところと重複するかと思いますが、今回改めて本会議場の場ということで質問させていただきます。今回対象となっている工事箇所全般ですが、特に自由通路ですね、図面番号2にあります。ここはJRを利用して長与を訪れる方にとって非常に本町の第一印象となる場所でもあり、また通学通勤で使う方にとっては行き帰り目にする生活の一部になる部分であります。この部分ですね、デザインが非常に重要になると思うんですが、自治体や行政機関が公共施設ですとかシンボルのようなものをデザイナーなどに任せた結果、ちょっとそういう不評を買うような奇抜なものであったり、そういうものになるケースというのが多々あるようですので確認ですが、この自由通路施工箇所が長与町のイメージを損なわないような、また長く飽きがこないようなデザインになる、そういったところを本町があらかじめ施工前にデザインを確認したり、それに対して可否の判断をするような余地があるのか。そのデザインに何らかの関与ができるのかという点が1つ。もう1点が、図面などを見る限り基本的には構造的な変化を加えるわけではなくて、劣化等の改修が中心になると思いますが、せっかく大がかりで

長期的な工事ですので、もし現在の長与駅に障害者への合理的配慮の観点から取り入れた方がいいような何かバリアフリー設備があるのであれば、この機会にといいいますか二度手間にならないよう、また費用の観点からも同時に施工すべきと思うんですが、そのような観点、バリアフリー化のようなものが含まれるのか、そういう考えがあるのか、この2点を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

自由通路のリニューアルのデザインについてでございますが、こちらにつきましては関係所管側と部署、私どもと契約管財課、私どもだけではなくそういう内部でJRとも協議を重ねながら進めていっているところでございまして、今後、もう大体固まっているところでもございます。申し訳ございませんが、外部にお示ししてコメントを求めるとか、そういうふうなこと、枠組みでは現在は考えておりません。それとあと2点目のバリアフリーに関します貴重なご意見ありがとうございます。本当こういうのは私ども常に考えておるんですが、そういったところでご質問いただいたというところがございますけど、現在のところにつきましては、あそこ橋上駅と申しますか、自由通路に上がって、改札を通過してホームに下りるまでにつきましては、エレベーターでその辺の機能は満たしているというふうに考えておりまして、さらに何かを増強するっていうふうなことについては現在のところ考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今回JRとの随意契約ということで、7,638万円という数字が出てますね。これにつきまして、この長与町は今までの私の経験でいきますと、この随契金額に対して実際長与町が建設の内容を把握して、その数字が適切であるかどうかということを確認めたことがあるのかなというちょっと疑問があるんですね。といいいますのは、今まではJRとの問題、このJRというのは前三公社五現業、そして昭和24年に国有鉄道になって、民営化が昭和62年ですか、お国からの指示ということで、向こうから要望されれば全部行政は出すという、そういう安易な考えの中で進んできたというのが私の実感なんです。私ども高田南土地地区画整理事業におきまして、要は高田越の配水管であるとか歩道橋、そして高田小学校のいわゆるループ橋ですね、こういうのももうJRが言いなりの金額で私たちは承認してきたわけです。そしてまたこの内容につきましても、一切結局口出しはできない。金額は全部出して、入札制度にしてもJRが全部やると。で、その金額が適切かどうかというのは私たちは判断できないんですね。それで今回ちょうどいい機会ですので、この数字を出すに当たりまして長与町が何かこのことにつつま

して積算をしたり、数字を拾ったり、この金額が適切であるかという根拠をちょっと知りたいんですね。その辺をまず1つお尋ねさせていただきたい。皆さんもご存じのとおり長与駅というのは、要は何回も私申し上げましたけど約5億円かかって、9,500万円が長与町が出して、あと5,000万円がJRが出してるわけですね。ってことは95%は長与町持ちということです。だから、これでいいのかなど。そしてもう他にこのレールに近づく、要は土地に対しても非常に口出しをするんですね。JRのレールから4メートル以外は結局建物とか構築物を造っていけないとか、そういうものがあって、さっき言った高田南の工事も私の推定では約5年ぐらい遅れてるんですよ。私たちの計画をしてもJRが駄目だと、そういうふうな話があってるんですね。だからこの数字が私は果たして適切なのかどうか、それについて要は担当として精査をしたり、そして話し合いをしたり、そういうことがあってるのかどうかですね、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

長与駅につきましては、駅本屋、自由通路、コミュニティホール、トイレ等の施設で構成される複合施設でございます。町とJRが施設の管理につきまして管理運営協定を締結して、施設の所有区分に応じてそれぞれが維持管理を行っております。今回の議案では町の管理部分約518平米なんですが、こちらに关します改修工事費を計上いたしております。JRが管理する約290平米につきましてはJRの負担により、今年度から来年度にかけて改修工事を行うというふうな予定となっております。協定金額の根拠につきましては、国で発行されている積算基準書、それとJRで定めている積算基準に基づきまして積算し、また基準書にない部分につきましては、設計根拠の見積もりを徴収して、工事金額の根拠というふうにされております。で、また線路の近接工事に関しましては、平成20年に国土交通省とJRとで交わされました公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に关します申し合わせに基づきまして、施行協定締結時に計画予算や積算内訳資料等、また入札後には工事注文書の根拠資料等を提出することとなっております。協定金額の正当性につきましては、これらを確認をいたしまして、妥当な金額であるということを確認をいたしております。また、こちらにつきましては透明性確保のため、全国的に共通のルールで手続きを行っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。あと、先ほど申しましたが、国とかの積算基準とかに基づいてですね積算をされておまして、町の方では積算は行っておりませんが、金額の妥当性については確認をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

国交省との話し合いとかで協定金の正当性は担保されてるというお話なんですけどね、やはり実際にやるところ、やっぱり設計図なんか出てくるわけですから、それも参考までにやはり取る、長与町で行政で取るというのも一つの方法なんですよ。これはやっぱり、それはなぜかというこの仕事に対してはJRが全部やるから、JRにマル特マル鉄という業者のもう特定の業者がいるんですよ。そうしますとね、長与町の駅でありながら長与町の業者は全然入らない、はっきり言ってね。だからそういうのをプレッシャーをかけるためにも、やはりその数字が設計があがった段階で、やはり行政で1回吟味をして、妥当性を長与町の行政で吟味をしてその中で正しいのかどうかというのを、やっぱり実際に確かめて、そして結局契約をするという方法を私は取るべきだと思うんですね。それについてはどうですか。それと同時にね、やはりさっきの同僚議員の話もあるように、デザインについてもね、やはり私たちの町ですから、私たちの町に合ったようなデザインをしていただかなくちゃいけない。それについてもやはり検討していかなくちゃいけない。それについてのお考えを1回教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

頂いております資料ですね、そちらにつきましては項目ごとの単価とか工事費ですね、そういった部分についてを非公式であります但し確認をさせていただいております、私どもが使う単価とそう差異があるわけではございませんので、一定その辺は現在の状況でいくと、そういう透明性の確保っていうのを求められているところもございますので、金額的にはそういう違和感とかそういうものを抱くものではございません。デザインの件につきましてはでございますが、そうですね、ちょっとその辺ですね、皆さまのお声を頂くような建て付けで進めてくればよかったですけど、そちらにつきましては今回はちょっとお任せいただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

工事工程表でございますけれども、これは4月から6月末までの間は停止となっておりますが、この根拠についてお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

工事工程表にブランクがある部分につきましては、工事工程自体は現場に入る期間を線引きをさせていただいております、これ年度変わるとまたJRと私どもの方で年度協定の手続き、そういった部分の事務手続きの部分が出てきます。そういった部分を含

めまして、業者の乗り込み時期がずれてきますので、こういったことで隙間っていうか、白地の部分が出てくるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この工程表では令和7年度3月末までとなっておりますけれども、この自由通路とかコミュニティホールの改修などで、これまでイベントなどを行っておりますそういったところで影響とかはないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

当然共用を図りながらの工事施工になってきます。ですので、そういった部分には配慮したところで進めてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第43号長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第44号の説明書13ページ、2款1項13目の12節および14節、これについて質問をさせていただきます。これにつきましては今度の図書館の建物の金額だと思んですけど、この詳細な内容をですね、3億4,777万7,000円の金額の詳細な内訳をお尋ねしたいと思います。今回の金額については、通常民間でいう前渡金なのか、先行の出来高払いなのか、行政でいえば前払金といいますかね、この辺についてもお尋ねをしたいと思います。それから、あと先日全協の説明におきましては、8月までに設計が上がるということで、それが10月に延びたという説明がありました。この設計ができていないのにこのような金額がどうやって発生できるのかと、それが私は不思議でたまらないんですね。それについての今回出した数字についての説明をいただきたい。取りあえず、この2つをお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず初めに12節ですね、12節委託料の工事監理委託料につきましては、こちらは出来高払いとなります。それから14節工事請負費の複合施設建設工事費につきましては、こちらの方は前払金となります。工事請負費の複合施設建設工事費、補正予算額3億4,777万7,000円のうち、建設工事費、電気設備工事、それから機械設備工事の3本を計上させていただいておりますが、建設工事費につきましては2億4,977万3,000円、電気設備工事費につきましては5,123万5,000円、機械設備工事費につきましては4,676万9,000円でございます。設計内容の件ですけれども、設計業務が当初8月末までに完了することとしておりましたが、8月に屋内階段の見直しを行うこととしたことにより、構造計算の見直しなどが必要になり、設計期間を延長することといたしました。今回の補正予算額は、見直し前の設計内容に対する工事費の積算内容を基にして計上しており、契約後に見直し後の内容に変更を行う方法で実施したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

全協の説明では、分離発注の場合4つというふうに聞いたんですけど、これは3つ今説明していただきましたね。それと10月まで設計が延びたと、階段があつて重量計算とか積算の分が違って来たということなんですけど、もうその数字が出ないと、要は設計価格が出ないと当然その枠というのは私出ないと思うんですよね。だから今度出たのは本当に暫定の金額、概算の金額としか思えないんですけど、その辺はどうですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

先ほどもご説明したとおり、今回の補正予算額は屋内階段の踊り場の見直し前の設計内容に対する工事費の積算内容を基にして計上しております。階段の踊り場検討を行うに当たっては変更に係る内容と金額の予想を立てた上で、発注スケジュールを変更することとのリスクを比較検討した際に、変更内容、金額ともに発注後に変更をかけても予算内で調整できるものと判断し、発注スケジュールを変更することなく、踊り場変更前設計内容で予算計上をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

やはりこの大きな金額、大きな建物を造るんですから、やはりある程度数字が決まった段階でこの数字っていうのは私出すべきだと思うんですよ。そうしないと、概算でまだ階段の遊び場所とかなんとかの分を外した中で概算で払いますということはね、非常にやっぱりおかしい、説明がね。難しいと思いますね。それと今回答ができてなかったのが、4つの分離発注の1つね、これたしか太陽光か何かだったですね、これについての要は結局説明が今お答えがあってない、要はね。それでね、これについてはやはり今のこのやり方とすれば私たち議会も非常に困ってるんだけど、建設ありきであまり進め過ぎている。もう私たちの特別委員会ではできてるのは、もう運用だけしか口出しができないような形になってしまってるんですね。だから、やっぱりこういう数字とかいうのはやっぱりきれいに数字をまとめてから、私は出すべきだと思うんですよ。それについて、この2点、お答えをください。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

分離発注のうち太陽光発電設備工事につきましては、令和7年から8年の予定としておりますので今回は計上しておりません。設計内容の確定につきましては、今回スケジュール変更をすることのリスク、現在物価高騰している中でスケジュール調整をするリスクと、先ほども申しましたけれども、発注後に変更をかけても予算内で調整できるものと判断し、今回発注スケジュールを変更することなく、踊り場変更前設計内容で予算計上させていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第44号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第6、議案第45号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第45号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第46号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第46号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第47号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第47号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第48号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第48号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第10、議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

#### ○8番（浦川圭一議員）

決算書の中の予備費支出および流用増減の欄に示されている金額について質問をさせていただきます。ここの部分で示されるものについては、私ども議会がこの説明を受ける機会がなく執行されるもので、この事後の説明を求めるといふ趣旨で質問をさせていただきます。補正で対応できなかった理由であるとか、またその事情など説明いただければと思っております。それでは54ページの2款1項1目に計上されている58万9,000円の予備費の支出の理由、何に使ったのかなども含めて説明いただければと思います。それと80ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費から40万1,000円を減額して、88ページの2款6項1目の監査委員費の、流用されてますが、この流用された理由など、先ほど冒頭申しました説明をお願いしたいと思います。なおこの80ページのここの流用につきましては、一般的には認められていない項間の流用がされているんですけども、これをどういう手続きで、やっておられるんで、できることはできるんだろうなというふうな感じておるんですが、どういう手続きでこういう項間の流用ができるようになってきているのかというのを、ちょっと教えていただければと思って、併せて

教えていただければと思います。90ページの3款1項1目社会福祉総務費28万8,000円を減額して、94ページの障害者福祉費への流用理由、これも説明を願います。それと、118ページ4款1項2目感染症予防費、これは11,000円を減額して124ページの6目狂犬病予防費への流用をされてるんですが、これも金額は小さいんですが説明を願いたいと思います。次に、主要な施策の成果に関する報告書66ページ、この都市計画事業費の内訳についてでございますが、財源内訳の欄の一般財源の中の都市計画税で充当した分がそれぞれの事業について記載がされているんですけども、例えば街路事業から、街路事業、公園整備事業、下水道事業、土地区画整理事業、この4つの事業について、実際どういうものをされているのか、もう少しちょっと詳細を示していただけないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず流用の件でございますけれども、54ページですね、歳出54ページの2款1項1目58万9,000円の流用につきましては、予備費からの充用でございます。石川県能登半島に係る災害見舞金であったり、その旅費であったり、特殊勤務手当であったり、石川県の能登半島関連の予備費からの充用でございます。続きまして、80ページと88ページですね、また90ページ、94ページ、118ページ、124ページも同様でございますけれども、全て人件費絡みでございます。その分の流用でございますが、浦川議員がおっしゃっていただいた款項目の項間の流用ですね、ここにつきましては地方自治法の第220条に規定しておりますとおり、予算の定めるところによりまして給料や職員手当などの人件費につきましては、項の間で流用ができますので、その分で流用しております。この3つにつきましては全て人件費の流用でございます。続きまして、主要な施策の66ページでございますが、都市計画事業の4つの事業内容ということでございましたけれども、まず街路事業につきましては、西高田線の街路事業管理経費が主なものでございます。次に公園整備事業につきましては、中尾城公園など各公園施設の改修また更新の経費、それから公園施設の長寿命化事業などでございます。下水道事業につきましては、高田南土地区画整理事業地内の市下水の長崎市への負担金、それから長与町下水道事業会計への補助金でございます。土地区画整理事業につきましては、土地区画整理事業の特別会計への繰出金、が主なものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

予備費の支出については理解をさせていただきました。あとの3つについては人件費の流用だということなんですが、基本一応私の感覚では予算ですので、ある程度議会辺りも説明して、補正とかで対応することが原則じゃないのかなと思っております。

そういう緊急を要するような事情があったのか、そういう事情も含めて説明願えればということをお願いをしたつもりだったんですが、そこも改めて説明をお願いします。それとですね、都市計画税の内訳の中で、今公園整備事業で中尾城公園の改修とか更新だとかということで、維持管理の話ですよ。都市計画税の課税できる根拠ということが条文が示されておりまして、ちょっと読ませてもらいますと、「市町村は都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため」いろいろ書いてあって徴収することができるようなことが書いてあるんですよ。だから拡大解釈すれば取れるのかもしれませんが、私もまさかそういうものに使われてはないだろうとは思いつつ、今ちょっとびっくりしておるんですが、今日はここで使い道の妥当性まで話すつもりはありませんので、今後こういうものも私も私なりに研究をしたいと思っておりますけども、ぜひですね、こういうものにまで本当に支出ができるのかというのをしっかり行政の方でも確認をしていただきたいと思うんですが、そこはお願いできるでしょうか、その答弁をお願いします。2点。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

説明が足りずに申し訳ございません。まず人件費の流用の事情ですね、理由になりますけれども、一つ一つ申し上げますと、80ページ88ページの人件費の流用につきましては、時間外勤務手当が足りなかったということで急遽流用をする予定があったと、これがまず1例でございます。また他のページになりますけれども、例えば118ページ、124ページの1万1,000円の流用につきましては、特殊勤務手当、こういったものが急遽発生したということで、予算が足りなくなったという事情がございます。また、90ページ、94ページにつきましては、病休代替に伴うパートの賃金の流用でございます。これも補正が間に合わなかったという理由で急遽流用をさせていただいております。続きまして、都市計画税の充当事業のお話ですけれども、基本的には対象となる事業につきましては、長与町の都市計画事業、また土地区画整理事業の計画に載っているものが原則となっておりますので、それに基づいて充当する事業を決めておりまして、例えば先ほど中尾城公園の話が出ましたけれども、これにつきましては例えば新設であったり、改修であったり、更新であったり、そういったものも対象になります。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

大体分かりました。最後にちょっと1点だけ、あと1回ありますので1点だけ教えてくださいたいんですが、118ページの流用の1万1,000円ですけども、これはやり方としてやっぱり、多分これ結果論で言えば不用額とかも結構残つとるようなんですけども、この1万1,000円、やっぱり目間で動かさんばならんやっとなかと思いまし

て、節間で動かせばここに欄に出てくることはないんですよ、流用の欄に金額が上がるっちゃうことは。あまりにもちよっと金額が小さかったもんで。どうしてもここで動かさんばやった理由というのは何かあるんでしょうかね、そこだけ教えていただけますかね。

○議長（安藤克彦議員）

荒木企画財政部理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

今ご指摘の点については具体的に申し上げますと、感染症予防費の中の特殊勤務手当でございます。内容としましては、畜犬捕獲等の作業に係るもので、当初想定していたものよりも経費が多くかかったということが一つと、この款項目に他のこの手当に関する予算がないということでもうこれしかございませんので、持ってくるところが節内というのが難しかったということで、他の目からの流用となっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

議案第49号につきまして、所管ではない部分で1カ所質問させていただきます。潮井崎キャンプ場の関連のことです。土木管理課所管になろうかと思いますが、歳入歳出それぞれにありまして、歳入の13款1項5目2節、潮井崎キャンプ場施設利用料70万8,530円、こちらは有料化されて初めての年度ということになります。令和4年12月の定例会で有料化のための新たな条例潮井崎キャンプ場条例について同僚議員が質疑した際に、収入の見込額を123万6,400円、その根拠がコロナ前に当たる平成31年度の利用者数が1,124組であったので、その金額というふうになってましたが、今回の決算額は70万8,530円、見込みに対しては約57%ですので、当然利用者が減ったと考えられるんですが、実績としてこの金額、令和5年度の利用者数は何組だったのでしょうか。また、歳出の方になります。有料化に伴ってというか同時期に、令和5年度から5年間の契約で券売機をリースしております。歳出の8款5項5目13節券売機借上料、これ5年間の長期契約としても上がってましたが、1年間に約20万円ぐらいかかるものですね、今回20万5,920円。私、今年の夏2回潮井崎キャンプ場を予約して利用しましたが、券売機確かにありました。ただ1度目は管理人の方に利用料1,100円を直接くださいということでしたので、お渡ししました。手渡しですね。券売機は使っていません。2度目は別の管理人の方でしたが、この時は券売機で券を買ってくれと言われたんですが、この管理費の方の目の前で券売機で券を買ってその券を渡すと。もうほとんど現金の受け渡しをするのほとんど変わりのない状態だったので、この券売機の意味があまり感じられなかったんですね。サービスの向上に何らか寄与するのであれば分かるんですが、利用料を実際に徴収する管理人もいながら、この券売機

自体がそうやって建物の中にありますので、管理人がいる時間しか使えない券売機をわざわざ年間20万円かけてリースするこの意味といたしましては、意図ですね。当然これはあらかじめ予算として承認されてはいるものですが、ちょっともっとこう使い勝手が向上するために券売機を導入すると思ってたものですから、そう思えませんでしたので、この20万円年間かけてリースする理由ですね、まずこの2点を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

5年度の実績といたしまして535組が利用実績というふうになっております。次に2点目の券売機の件でございますが、券売機の在り方といたしましては、券売機で券を購入いただきまして、その券を持って管理人の所に行っていただき、チェックインの手続きをしていただくと。それに併せまして管理人の方から使用上の注意等の説明をさせていただくというのが建て付けになっております。先ほど議員がおっしゃられました、直接手渡しだったというふうなことについては私どもそういった指示等はしておりませんので、もしそういったことがございましたら周知徹底をしたいというふうに考えております。あと、券売機をなぜ導入したかにつきましては、現金を扱う所でございますので、危機管理上必要ということで券売機を導入したというふうなことでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では、ちょっと今のところで伺いますが、535組ということはほぼ想定の半分ぐらいですね、これ大幅に減少しているわけですが、これであれば町長が掲げてます大村湾を活用した地域活性化に全く逆行すると思うんですね。これは恐らく有料化したことが原因だと考えるのが妥当だと思うんですが、この1年度の決算結果を受けて、所管課として例えば料金を見直す、もしくは無料に戻す、もしくは町民は減免する、そういった利用者を以前みたいに戻す何らかの改善策を当然検討すべきだと思うんですが、結果をどう捉えていらっしゃるか。それから今のお話ですと、535組ですから、券売機の今理由はちょっとご説明いただいたんですが、ちょっとよく分からないんですが、実際に管理人がいない時に券売機が例えば機能する、それがあつて利用料が徴収できるとかであれば分かるんですが、結局建物の中にあつて管理人がいる時しか使えないのであれば、当然直接現金を受け渡ししても何ら問題がないわけで、現金を管理するのであればそのために何らか金庫であるとか、そういったものを使えば券売機である必要が全くないと思うんですね。そこで伺いますが、まずこの券売機20万円年間かかっていますから、これを単純に使うのをやめれば、20万円を仮に今回利用した535組で割ると大体1組当たり400円ぐらいになって、これであればリースをやめて、利用料金を400円値下げして700円にした方が利用する人は当然増えるんじゃないかと思うんで

すね。利用者を維持する、増やすというのが一番大事だと思うので、ちょっと利用料を減らした方が、ちょっと先ほどの今の1問目と重なりますが、利用料を改定した方がいいんじゃないかと思いますが、そのお考えですね、ちょっと先ほどと同じ意味合いですが。当然このあまり意味のない20万円の5年間もリース毎年するっていうのは、そもそもこの有料化は経費が少しでも回収するためというのが理由だったと思うんですね。これを70万円しか収入がないのにそのうち20万円をまた無意味なものに使ってるとなれば、これはちょっと最小限の費用で最大の効果を上げるべき行政としてこのリースっていうのはちょっと当てはまらない、ずさんなものだったと思うんですが、この契約を見直そうという、5年間の契約ですけどもリース契約、見直そうという考えはないか、ちょっと伺います。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

まず、昨年度の条例改正の際に平成31年度の使用料が124万円、先ほど議員がおっしゃられたことにつきましては、私の方で答弁をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長、もう少し声を。

○土木管理課長（山崎禎三君）

はい、すみません。最初から。先ほどご質問にございました平成31年の利用状況を基にした使用料が124万円と試算をしておりました。そういうふうな答弁をさせていただいております。実際5年度の収入は70万円ということでしたが、当初の収入見込みとしては88万円でした。ただ、それにつきましても下回るような結果になっているところではございます。そもそも昨年度の条例改正の際に、答弁した内容につきましては、予約に係る申請書の提出があった組数でございまして、キャンセル等を差し引いた実数につきましては、申し訳ございません、把握することが困難であったことから確認ができておりませんでした。このため、昨年度より利用される方が当日交流館の窓口に来られた際にチェックイン表にご記入いただくということで正確な組数を把握を行っております。昨年度令和5年度における申請数自体は833組ございました。実際の使用数は先ほど申し上げたとおり535組でございまして、これだけ約300組近くのキャンセルっていうのがあっております。このため恐らくですけど平成31年度も一定のキャンセル数があったものというふうに考えておりますが、実数の把握が困難であった点と平成31年時点では現在のように区角割りを行っておりませんでしたので、現在の上限である14区画以上の利用はあったと想定をされる点を踏まえますと、単純に比較することが難しいというふうに考えております。1例といたしましては、1日当たり10区画を超える予約を頂いた日もございました。しかしながら天候不順により大多数がキャンセルとなった事例もございます。こういったアウトドアの施設とい

うのは、一定天候に左右されるという点も踏まえる必要があるというふうに分析をしているところでございます。券売機につきましてでございますが、有料化の前に長与・時津シルバー人材センターに管理人業務を委託をさせていただいておりますが、有料化に伴う協議を行った際に、管理上および防犯上の観点から券売機の導入が必要であるというふうにそういった結論に至って、券売機の導入に移行したというふうなことで、そういう経緯がございます。売り上げを確認する際には、回収した利用券と実績簿および現金を照合しております、町といたしましては必要な設備であるというふうに考えております。最後のもう1つ、使用料を変えたらどうかというふうな検討をしたらどうかということにつきましては、現在のところそこまでの結論には至っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ちょっと最初の見込みが実数等が把握しにくかった中で、でも実際には12月の定例会で見込みをこういう何組だから幾らというのをはつきりおっしゃったわけですよ。それは非常にちょっといいかげんじゃないかと思うんですが、その件はちょっとここでは質問しませんが、券売機ですね、改めて言いますけど、この建物は管理人がいない時は交流館自体が警備がかかっているわけですよ。であれば、例えば外に置いてある券売機とかではないわけですから、別に券売機があることで防犯とか管理っていうのには当たらないんじゃないかと思うんですが、要するにただの金庫でもいいんじゃないかと。金庫であればそんな金額はしないわけで、買っても多分10万円ぐらいで済むものを、年間20万円もかけてリースするってのはちょっとよく分からないんですが。最後に質問しますが、シルバー人材と協議して券売機を導入した方がいいということでしたが、実際に先ほど申し上げましたとおり私が行ったら、券売機を使わず現金の受け渡しを2回のうち1回はしているわけですよ。これであれば、全く必要性がなかったという、もう事実だと思うんですが、そうするとこの運用はどうしてそういうことになってるんですかね。必要だと言って20万円も年間かけて導入したものが、実際にそういう使われてないこと。これやっぱり必要ないということに当たるんじゃないかと思うんですが、改めてですが、今の運用状況についてと、リース契約5年間というふうになってますがやはり無駄遣いするぐらいなら見直したほうがまだと思うんですが、契約期間途中で、見直し等は今の運用してる実情を受けて、考えられませんか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

リース期間につきましては5年間ということでございます。しかしながら、5年のリース期間経過後につきましては所有権は町に移転されるというふうなことでもございまして、永続的にリース代が発生するというものではございませんので、長期的に見ると券

売機にかかる年間の必要経費っていうのは、長いスパンで見ると下がってくるものかなというふうに思っております。もう1つ必要性につきましては、券売機自体が金庫も兼ねているところがございますので、やはり危機管理上、防犯上、私どもとしては必要というふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第49号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議案第50号令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第51号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第51号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第52号令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第52号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第53号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第53号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第54号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第16、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第55号は産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第40号から議案第42号、議案第44号から議案第55号までの15件は、会議規則第46条第1項の規定により、9月19日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第42号、議案第44号から議案第55号までの15件は、9月19日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は審査の結果を9月19日までに議長に報告願います。

日程第17、議案第56号長与町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第56号長与町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、9月20日定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 10時50分)

